

検討経過において出された意見

令和元年11月15日

優良品種の持続的な利用を可能とする
植物新品種の保護に関する検討会

検討経過

【第1回】平成31年3月27日(水)

植物新品種の保護をめぐる状況の説明

【第2回】令和元年5月10日(金)

品種育成者からのヒアリング（公的機関）

- ・前（国研）農業・食品産業技術総合研究機構
果樹研究部門長

檜村 芳記 氏

- ・山形県農林水産部技術戦略監

佐藤 純 氏

【第3回】令和元年6月28日(金)

品種育成者からのヒアリング（民間事業者）

- ・（一社）MOA自然農法文化事業団 理事
NPO法人 全国有機農業推進協議会 参与

木嶋 利男 氏

- ・タキイ種苗株式会社 代表取締役専務

初田 和雄 氏

【第4回】令和元年8月2日(金)

種苗業者からのヒアリング

- ・株式会社吉岡国光園 代表取締役社長

深田 稔 氏

【第5回】令和元年9月25日(水)

農業者からのヒアリング

- ・有限会社横田農場 代表取締役

横田 修一 氏

法的な論点に係る意見交換

【第6回】令和元年11月15日(金)

優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会 とりまとめ（案）に係る意見交換

検討経過において出された意見（全般）

（検討の視点）

- ・ 種苗法の精神は、農林水産業の発展に資するものである。
- ・ 新品種の開発は、利用者である農業者の所得向上や地域の振興につながるものであるべき。
- ・ 品種開発、種苗業界の健全な発展、安定した種苗供給の確保につながるよう種苗法を運用していく必要がある。
- ・ 新品種開発のインセンティブが確保できていないならば、問題点を整理すべき。
- ・ 登録品種（新品種）の権利保護と、一般品種の自由利用の、両方のバランスを考慮すべき。
- ・ 知的財産法は進展が速い法分野であり、現状に合ったものに改正していく必要がある。
- ・ 品種開発を継続するに当たっては財源の確保が重要である。
- ・ とりまとめが実効性のあるものとなるよう、制度の検討を今後とも行うべき。

（制度の理解の促進）

- ・ 農業現場の理解を深める必要があるため、制度改正を行う場合には丁寧な説明に努めるべき。その際、国は都道府県や団体、種苗業者と連携し、登録品種と一般品種の違い等について、農業者にも分かりやすい説明を行うべき。
- ・ 現場を回ると、農家の育成者権に関する権利意識の低さを感じる。分かりやすい議論を心がけるべき。
- ・ 登録品種（新品種）と一般品種とを混同した議論があるため、分かりやすい説明をすべき。
- ・ 苗木業者が、育成者と購入者や農協の架け橋となり、種苗法の知識を普及することが必要である。
- ・ 種苗法は例外規定が多く複雑で理解が難しいことから、「自家増殖や転売は一律禁止」といった、現場が理解しやすいシンプルな条文にすべき。
- ・ 種苗の利用者が混乱しないよう、新制度の運用に当たってQ & Aなどで丁寧な説明を行うべき。
- ・ 新制度によって、種苗の増殖に育成者権者の許諾が必要になることで、知的財産に関する理解が進むことが期待される。

（現行制度の下での侵害について）

- ・ 種苗法による紛争は非常に少ないが、争ってまで権利が行使されないのであれば、法律の目的が達成されていない可能性もある。現在の法律が十分な保護制度となっているのか精査すべき。
- ・ 育成者権は権利侵害となるか否かの境界がはっきりしていない。権利の及ぶ範囲を明確にすべき。
- ・ 現行種苗法は登録時の現物がなければ権利範囲の確定ができず、権利の立証が困難であるため、訴訟実務に支障がある。特許法における明細書のように農水省が審査の際に作成する特性表で権利範囲の画定を行うべきではないか。
- ・ 植物品種の特性は遺伝情報だけでなく、常に環境影響を受けるため、侵害疑義の最終的な判定は比較栽培によるべき。
- ・ 特性表で侵害が疑われる種苗に育成者の権利が及ぶか推定できることは実効性の観点から重要である。
- ・ DNA情報のみでは、同一の品種として育成者権侵害を問うことは困難ではないか懸念がある。
- ・ 栄養生殖技術や逆育種技術の進展によりF 1品種の増殖が容易になり、侵害リスクが増加しているため、無断増殖を防ぐため、F 1品種でも品種登録の必要性が高まっている。
- ・ 基本となる品種に付加された耐病性特性等が重要な価値を持つ品種において、何が従属品種と見なされるか明確でない。
- ・ 欧州では種苗会社が出資する組織が違法増殖を見つけ、有料で侵害対策を行っている。
- ・ 職務育成品種は雇用者と従業者の話し合いに基づき権利の帰属や対価を決定すべき。

（知財戦略）

- ・ 知財戦略として、海外における競争力強化や優良品種の国外流出防止が求められており、実現に資する制度が必要である。
- ・ 農業分野の知財戦略を強化すべき。「地域の活力創造プラン」や「基本計画」等にも基本戦略として知財保護や付加価値向上を位置付けてほしい。

検討経過において出された意見（育成者権の保護）

（新品種（登録品種）の開発と普及）

- ・生産環境の変化に対応した品種開発が求められている。
- ・新品種の普及に当たっては、育成者が種苗の品質や数量を管理し、産地作りしやすい制度とすべき。
- ・品種の保護が強化されれば、品種の寿命も長くなることで、新品種開発への取組が増加し、消費者の需要にも持続的に応えられる。
- ・都道府県で育種した新品種はいわば県民の共有財産。農業者の利益のみでなく、許諾収入等による県全体への還元も必要である。
- ・公的機関は、多くの新品種の利用者から、薄く広く許諾料を徴収することが重要であるが、種苗法は農業者の増殖を一部認めているため、このままでは公的機関の育種に支障が出る懸念がある。
- ・民間種苗会社には、登録された新品種であれば農家の増殖にも育成者権を及ぼすことや、侵害対策の充実等の保護の強化が重要である。
- ・育成者権者が認めれば新たな許諾なく増殖が可能であることや、農業者が育成者権者から簡便に許諾を得られるよう、許諾は団体等がまとめて行うことができることを周知するとともに、許諾契約のひな形を示すべき。また、現場が過度な負担を負わないようよう配慮すべき。
- ・都道府県の許諾手続は既に商標等でも実績があり、育成者権でも対応可能である。
- ・品種保護の強化に止まらず、品種開発の促進には品種開発への支援が必要である。
- ・果樹等は品種のサイクルが長く、育成者権の保護期間が十分ではない。

（新品種の流出防止）

- ・優良品種の国外流出には強い対応を期待する。
- ・果樹等は登録品種も含めて慣習的に自由な増殖が行われている。販売した種苗が農家で高接ぎ等により増殖されてしまえば、開発費用の回収が困難であることが個人育種家の悩み。
- ・農家が個別に育成者権者から許諾を得る必要がないよう、農業者団体等を介した許諾規約のイメージを示すべき。
- ・農業者の種苗増殖に原則育成者権を及ぼすのであれば、現時点で行っている農業者が困らないよう配慮が必要。
- ・特許法と種苗法で「消尽」の概念が異なってもよい。
- ・消尽の例外を設ける場合、育成者の意図は公示だけではなく、種苗への表示も必要ではないか。

（権利保護と自由利用のバランス）

- ・品種登録されていない多くの品種は、農家が自由に増殖できる。
- ・育成者には品種登録しない選択もある。
- ・伝統野菜を素材として新品種を開発することに問題はない。
- ・種苗は一部農家の独占ではなく幅広く使われる方が消費者のためになるとの考え方もある。誰のために保護するのか。
- ・農業者は、種子を増殖・利用しながら良い株を選抜している。新品種の育成のための利用には育成者権の効力は及ばないが、自家増殖との線引きが難しい場合があり、丁寧な議論をすべき。
- ・1品種の育成者権で全ゲノムが専有されることがないように注意すべき。

（種子の安定供給）

- ・農業者の高齢化により、稲の種子等、専門の種苗生産者の存続が厳しくなっている。種苗生産者の保護や、種子の安定供給に関するインフラ整備も検討すべき。
- ・主要農作物種子法の廃止により、生産現場では大きな不安や混乱が起きている。農水省としても丁寧な説明や議論をすべき。
- ・農業上重要な品種の優良な種苗が持続的かつ安定的に農業者に供給されるよう、国及び都道府県その他関係者は適切に対応すべき。

（遺伝資源との関係）

- ・遺伝資源は人類の共有財産との考えも軽視せず注意深く議論すべき。
- ・UPOV条約とITPGR条約における農民の権利、農民の特権の関係についての国際的な議論も踏まえて議論されるべき。

（制度運用上の課題）

- ・耐病性に対応した品種は技術進捗が早く寿命が短いため、手続きの簡素化や品種登録されるまでの期間の短縮が必要である。
- ・海外に出願する際の栽培試験用の種苗提出やデータ提出の負担が大きいため、海外との審査結果の共有を進めるべき。
- ・異なる環境での適地試験が良い品種の選抜に重要なため、品種登録の要件である未譲渡性の判断基準の明確化が必要である。
- ・品種識別のためのDNAマーカーの整備を進めるべき。
- ・品種登録のために種苗を提出すると、企業秘密とすべき親品種まで開示されてしまうリスクがある。